

令和 5 年 5 月 29 日

3 学年対象生徒保護者 様

東京都立江東商業高等学校長

智片 将也

(公印省略)

学校徴収金の納入について (変更)

平素より本校の教育活動に御理解御協力を賜りありがとうございます。

令和 5 年 5 月 15 日付 5 江商高第 257 号「学校徴収金の納入について」において、徴収金額をお知らせしたところですが、給付型奨学金の給付が決定された方の徴収金額を下記のとおり変更いたします。

【給付型奨学金の給付限度額が 5 万円の方】

生徒会費・PTA 会費のみの引落としとなります。

	納入期限 (引落日)	納入金額 (円)	内訳 (円)			手数料 (円)
			積立金	生徒会費	PTA 会費	
第 1 回	6 月 1 日 (木)	6,010	0	3,000	3,000	10
年間合計	—	6,010	0	3,000	3,000	10

【給付型奨学金の給付限度額が 3 万円の方】

第 1 回のみ引落としとなります。

	納入期限 (引落日)	納入金額 (円)	内訳 (円)			手数料 (円)
			積立金	生徒会費	PTA 会費	
第 1 回	6 月 1 日 (木)	31,010	25,000	3,000	3,000	10
年間合計	—	31,010	25,000	3,000	3,000	10

【問合せ先】

東京都立江東商業高等学校

経営企画室 学校徴収金担当

03-3685-1711